

# 事務連絡

お客様各位

小山市西城南3-3-2  
岩井労務管理事務所  
TEL 0285-28-2855

## 賞与よりの社会保険料控除に関するご案内

貴社ますます清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、賞与支払の時期も近づきましたので、賞与からの保険料控除額について確認をお願いしたくご連絡申し上げます。

賞与の保険料ですが、実際の賞与支給額から1,000円未満を切り捨てた額が標準賞与額となり、被保険者ごとに決定します。但し、健康保険（および介護保険）厚生年金保険（および児童手当拠出金）のそれぞれに標準賞与額の上限が設定されており、健康保険では標準賞与額の年度の合計が573万円を上限とし（573万円を超える額は573万と見なす）厚生年金では支給ごとに150万円を上限（150万円を超える額は、150万円と見なす）とします。

\*児童手当拠出金は事業主のみ控除

### ☆賞与からの控除額

健康保険料	48.95/1,000	(栃木県)
健康保険料	48.30/1,000	(茨城県)
健康保険料	49.05/1,000	(群馬県)
健康保険料	48.90/1,000	(埼玉県)
介護保険料	8.00/1,000	(40歳以上の従業員の方)
厚生年金保険料	91.50/1,000	
雇用保険料（支給総額に対して）	継続事業	6/1,000
	建設業・酒造業の保険料率は	7/1,000

### 例えば

総支給額100,000円の方は下記のとおりとなります。

健康保険料	4,895円	(栃木県)
健康保険料	4,830円	(茨城県)
健康保険料	4,905円	(群馬県)
健康保険料	4,890円	(埼玉県)
介護保険料	800円	
厚生年金保険料	9,150円	
雇用保険料（継続事業）	600円	(100,000円×0.006)
雇用保険料（建設事業）	700円	(100,000円×0.007)

雇用保険料に関しては、継続事業の事業所は 6/1,000  
建設業・酒造業の保険料率は 7/1,000

☆ 上記の内容についてご不明な点等ございましたらご連絡ください。